

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和四年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

尾道市農業 協同組合					登録検査 機関の 名称	変更の あった 農産物 検査員
抹消			追加		変更内容	
高田 利久	柴原 拓郎	黒田 和幸	加下 裕介	松田 克己	氏名	農産物検査を行う 農産物の種類
そば 大麦、 もみ、 玄米、 小麦、 大豆、 裸麦、	そば 大麦、 もみ、 玄米、 小麦、 大豆、 裸麦、	そば 大麦、 もみ、 玄米、 小麦、 大豆、 裸麦、	そば 大麦、 もみ、 玄米、 小麦、 大豆、 裸麦、	そば 大麦、 もみ、 玄米、 小麦、 大豆、 裸麦、		
令和四年 四月七日					変更 年月日	